

教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について

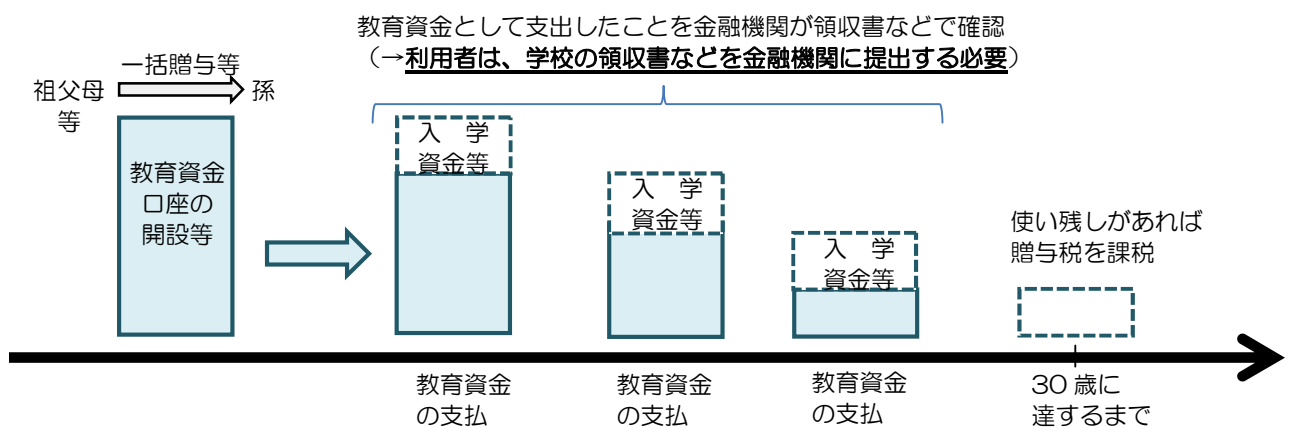
1. 背景

現行制度では、扶養義務者間（親子間等）で必要の都度支払われる教育資金は贈与税非課税である。しかし、教育については将来にわたり多額の資金が必要であり、「一括贈与」のニーズも高い。

高齢者世代の保有する資産の若い世代への移転を促進することにより、子供の教育資金の早期確保を進め、多様で層の厚い人材育成に資するとともに、教育費の確保に苦心する子育て世代を支援し、経済活性化に寄与することを期待するものである。

2. 制度の概要

- ・ 祖父母（贈与者）は、子・孫（受贈者）名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,500万円（※）までを非課税とする。
※学校等以外の者に支払われるものについては500万円を限度とする。
- ・ 教育資金の用途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管。なお、平成28年1月1日以降、領収書等の提出手続について一部簡素化。
- ・ 孫等が30歳に達する日に口座等は終了。
- ・ 平成25年4月1日から平成31年3月31日までの措置。



3. 教育資金とは

(1) 学校等に対して直接支払われる次のような金銭

- ① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など
- ② 学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など

<「学校等」とは>

- ・ 学校教育法上の幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学、大学院、専修学校、各種学校
- ・ 外国の教育施設
〔外国にあるもの〕その国の学校教育制度に位置づけられている学校、日本人学校、私立在外教育施設
〔国内にあるもの〕インターナショナルスクール（国際的な認証機関に認証されたもの）、外国人学校（文部科学大臣が高校相当として指定したもの）、外国大学の日本校、国際連合大学
- ・ 認定こども園又は保育所 など

- (2) 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるもの
- <イ 役務提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの>
 - ③ 教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
 - ④ スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
 - ⑤ ③の役務提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭
 - <ロ イ以外（物品の販売店など）に支払われるもの>
 - ⑥ ②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの
 - ⑦ 通学定期券代
 - ⑧ 留学渡航費、学校等に入学・転入学・編入学するために必要となった転居の際の交通費

教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置（「教育資金」及び「学校等」の範囲）
に関するQ & A

平成27年10月1日において、領収書の提出手続緩和について追記しましたのでそちらをご覧ください。（適用は平成28年1月1日より。Q5-16参照。）

目次

1. 制度の概要

- Q1-1 平成25年4月から導入された「教育資金の一括贈与の非課税措置」は、どのような税制改正なのですか。
- Q1-2 この制度が適用される期間はいつからいつまでですか。
- Q1-3 祖父母から孫への贈与だけが対象なのですか。
- Q1-4 外国に所在する金融機関でも取り扱っているのですか。
- Q1-5 学校等以外の者に支払われる金額は500万円までということですが、これは1,500万円までの非課税枠に500万円を加えて、2,000万円まで非課税になるということですか。
- Q1-6 専用口座から払い出した後、教育資金に充てていなかった場合の取扱は、どのようになるのですか。
- Q1-7 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の特例と併用することはできますか。

2. 1500万円までの非課税枠について

(1) 「学校等」の範囲（教育施設の範囲）

- Q2-1 「学校等」に支払われる教育費は、1,500万円まで贈与税非課税となりますが、ここでの「学校等」には、何が含まれますか。
- Q2-2 認定こども園のうち、対象とならないものがあるのでしょうか。
- Q2-3 「保育所に類する施設」にはどのような施設が含まれますか。
- Q2-4 専修学校、各種学校にはどのようなものがありますか。
- Q2-5 「外国の教育施設のうち、一定のもの」にはどのようなものがありますか。

(2) 学校教育費の範囲

- Q2-6 どのような費用であれば、1,500万円まで贈与税非課税となりますか。
- Q2-7 教科書など学校等で使用するものを、業者から直接購入した場合は、対象になりますか。
- Q2-8 保育所の保育料は、学校等に直接支払われるのではなく、市町村に対して支払われますが、この法律の「教育資金」に含まれるのですか。
- Q2-9 保育料にはどのような費用が含まれますか。

- Q2-10 大学生協で購入した学用品等は、学校等に対して直接支払った費用に含まれますか。

3. 500万円までの非課税枠について

- Q3-1 500万円までの非課税枠には、どのような費用が対象になりますか。
- Q3-2 「社会通念上相当と認められるもの」とありますが、どのようなものが「社会通念上相当」と認められないのですか。
- Q3-3 Q3-1の口の「学校等からの書面」とはどのようなものを指しますか。
- Q3-4 通学定期券代が非課税対象となるのに必要な提出書類は何ですか。
- Q3-5 留学渡航費が非課税対象となるのに必要な提出書類は何ですか。
- Q3-6 学校等に入学・転入学・編入学するにあたって必要となる転居に伴う交通費が非課税対象となるのに必要な提出書類は何ですか。

4. 具体的な費目について

注：費目については「領収書等に関するチェックツール」を併せてご利用下さい。

- Q4-1 下宿代は非課税の対象ですか。
- Q4-2 留学の費用のうち、留学の渡航費や滞在費は非課税の対象ですか。
- Q4-3 留学の費用（授業料、入学金、渡航費、滞在費など）を仲介業者に支払っていた場合、どのような扱いになりますか。
- Q4-4 部活動の費用は非課税の対象ですか。
- Q4-5 学校等の正規課程以外の講座等（大学の公開講座、専修学校の附帯事業（例：短期講座など）、幼稚園の預かり保育や子育て支援活動など）に係る費用は対象ですか。
- Q4-6 学校等の正規課程以外の講座等に係る費用は1,500万円までの非課税の対象になるとのことですが、保育所、保育所に類する施設、認定こども園での延長保育、休日保育、一時預かり、病児・病後児保育などに係る費用は非課税の対象ですか。
- Q4-7 放課後児童クラブ（いわゆる「学童保育」）、放課後子供教室、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援に要する費用は500万円までの非課税の対象ですか。
- Q4-8 大学入試センター試験の受験料は、非課税の対象ですか。
- Q4-9 Q3-1のイにある「塾や習い事」の費用のうち対象となるものは具体的にどのようなものですか。
- Q4-10 （独）日本学生支援機構をはじめとした奨学金の返還金は、非課税の対象になりますか。
- Q4-11 学校へ通学したり、受験したりする際の交通費は非課税の対象ですか。また、塾や習い事に通う際の交通費は非課税の対象ですか。
- Q4-12 スポーツジムは非課税の対象ですか。

- Q4-13 教育資金管理契約に関して取扱金融機関に支払う各種手数料や振込手数料は、教育資金に該当しますか。
- Q4-14 自動車学校の費用は非課税の対象ですか。
- Q4-15 学校等に支払う寄附金は非課税の対象ですか。
- Q4-16 学校等に支払う入学検定料や入学金や授業料は非課税の対象ということですが、複数の学校を受験した場合で、実際に入学しない学校等に支払った入学検定料や入学金や授業料も非課税の対象ですか。
- Q4-17 学校等に支払う「在籍料（休学する場合に払う費用。休学費）」や塾・習い事の休会費は非課税の対象ですか。
- Q4-18 支払った費用の一部が、後ほど教育の主体から返ってきた場合はどうすればよいですか。
- Q4-19 学校等における健康診断料は非課税の対象ですか。
- Q4-20 予防接種の費用は非課税の対象ですか。
- Q4-21 学校等における卒業時のパーティ・謝恩会の費用は非課税の対象ですか。
- Q4-22 ボランティア活動の費用は非課税の対象ですか。
- Q4-23 学会の費用は非課税の対象ですか。
- Q4-24 大学生協の出資金は非課税の対象ですか。
- Q4-25 塾や習い事の合宿費用は非課税の対象ですか。
- Q4-26 いわゆる通信教育（eラーニング含む）は非課税の対象とのことですが、Q3-1によると個人でテキストを購入する場合は非課税の対象外です。どう判断すればいいですか。
- Q4-27 文化芸術やスポーツの大会やコンクールの参加費は非課税の対象ですか。
- Q4-28 保険は対象になりますか。
- Q4-29 「諸費」「雑費」「学年諸費」等と領収書等に記載されていた場合は対象になりますか
- Q4-30 ランドセルの購入費用は対象になりますか。

5. 領収書等について

注: 領収書等については「領収書等に関するチェックツール」を併せてご利用下さい。

- Q5-1 領収書等に記載すべき事項はなんですか。
- Q5-2 領収書等は原本を提出する必要がありますか。
- Q5-3 金融機関に提出する資料としては、領収書以外は認められないのですか。
- Q5-4 領収書等に記載された支払者（宛名）は、受贈者本人でなければならぬのですか。
- Q5-5 領収書等の誤りや必要な情報が記載されていなかった場合、どうすればよいですか。

- Q5-6 外国の教育施設の領収書については、どのようなものを提出する必要がありますか。
- Q5-7 金融機関に提出する教育資金非課税申告書等に添付する書類(受贈者の戸籍の謄本又は抄本、住民票の写しその他の書類で、受贈者の氏名、生年月日、住所又は居所及び贈与者との続柄を証する書類)は、コピーでもかまいませんか。
- Q5-8 領収書等の支払者(宛名)は名字だけでもいいですか。
- Q5-9 通帳のコピーや、クレジットカードの利用明細のうち、本制度と関係のない取引内容や摘要欄等は黒塗りにしたいのですが、問題はないですか。
- Q5-10 塾や習い事に関する領収書の摘要欄に(〇回又は〇時間)という記載がないのですが、これは領収書として無効ですか。
- Q5-11 例えば10月から12月に払った費用についての領収書を一つにまとめても問題はないですか。
- Q5-12 例えば「学校等」への支払で、先生宛に支払っているのですが、これは「学校等」への支払と認められますか。
- Q5-13 支払先の名前(名称)及び支払先の住所が必要とのことですが、AグループのB校で教育を受けていた場合、領収書等には本社である「Aグループ」と教育を受けている校舎である「B校」のどちらを書けばよいですか。
- Q5-14 各種試験は非課税対象とのことですが、試験の申込書に領収書や印紙などを添付して送らなければなりません。手元に領収書等が残らないのですがどうすればいいですか。
- Q5-15 授業や講義に必要な教科書を生協や本屋で購入したのですが、領収書等の費目には「教科書代」や「テキスト代」と書かれています。学校等からの書面には教科書名が記載されていますが、領収書の費目はこのままで良いですか。
- Q5-16 金融機関に提出する領収書等の提出について、支払金額が少額の場合に、これまで提出していた領収書等に代えて、必要事項が記載された明細を提出することができるようになりますが、その明細にはどのような内容を記載すればよいですか。

1. 制度の概要

Q1-1 平成25年4月から導入された「教育資金の一括贈与の非課税措置」は、どのような税制改正なのですか。

- 高齢者層の保有する豊富な金融資産の若年世代への移転を促し、子供の教育資金の早期確保を図るため、平成25年4月から、両親や祖父母等から子・孫に教育資金を一括して贈与する場合に、子・孫毎に1,500万円までを非課税（※学校等以外の者に支払われる金額は500万円を限度）とする措置が創設されました。
- 具体的には、贈与された資金を、金融機関において子・孫（受贈者）名義の口座等により管理し、この資金が教育費に使われることを金融機関が領収書等により確認・記録し、保存します。口座等は、子や孫が30歳に達する日に終了します。

※ 扶養義務者間で、必要な都度支払われる教育費用については、本非課税措置にかかわらず贈与税は非課税です。

Q1-2 この制度が適用される期間はいつからいつまでですか。

- 平成25年4月1日から、平成31年3月31日に行われる贈与が対象となります。

Q1-3 祖父母から孫への贈与だけが対象なのですか。

- 祖父母からだけでなく、直系尊属（例えば、曾祖父母、祖父母、父母等（注1）からの贈与（注2））が対象となります。

（注1）・養父母は含まれます。

- ・配偶者の直系尊属は含まれません（民法727条に規定する養子縁組による親族関係がある場合を除く）。
- ・叔父・叔母や兄弟からの贈与は対象外です。

（注2）信託の場合はみなし贈与。

Q1-4 外国に所在する金融機関でも取り扱っているのですか。

- 外国に所在する金融機関（日本の金融機関の海外支店を含む）では取り扱っていません。

Q1-5 学校等以外の者に支払われる金額は500万円までということですが、これは1,500万円までの非課税枠に500万円を加えて、2,000万円まで非課税になるということですか。

○ 違います。非課税限度額の総額は1,500万円です。1,500万円の枠の中で、塾や習い事等の月謝等については500万円を上限に教育費に含めるという意味です。

Q1-6 専用口座から払い出した後、教育資金に充てていなかった場合の取扱は、どのようになるのですか。

○ 教育資金に充てられていなかった場合は、課税されることとなります。詳しくは、国税庁のHP（国税庁Q&A5-1, 5-2）をご参照下さい。

Q1-7 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の特例と併用することはできますか。

○ 併用は可能です。ただし、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の特例を受けるために提出した領収書等は、本制度では非課税の適用を受けることはできません。

○ 本措置において非課税対象となる費用については、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置と対象範囲が重複する部分がありますが、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置と重複して払い出すことはできませんので、ご注意ください。

2. 1,500万円までの非課税枠について

(1) 「学校等」の範囲（教育施設の範囲）

Q2-1 「学校等」に支払われる教育費は、1,500万円まで贈与税非課税となりますが、ここでの「学校等」には、何が含まれますか

○ 具体的には、以下のものが含まれます。

- ・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
 - ・ 大学、大学院
 - ・ 高等専門学校
 - ・ 専修学校、各種学校
 - ・ 保育所、保育所に類する施設、認定こども園（→Q2-2、2-3を参照下さい）
 - ・ 外国の教育施設のうち一定のもの（→Q2-5を参照下さい）
 - ・ 水産大学校、海技教育機構の施設（海技大学校、海上技術短期大学校、海上技術学校）、航空大学校、国立国際医療研究センターの施設（国立看護大学校）
 - ・ 職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校（※）、職業能力開発短期大学校（※）、職業能力開発校（※）、職業能力開発促進センター（※）、障害者職業能力開発校
- 注：※印の施設は、国・地方公共団体・職業能力開発促進法に規定する職業訓練法人が設置するものに限りま

Q2-2 認定こども園のうち、対象とならないものがあるのでしょうか。

○ 認定こども園については、全てのものが「教育施設」の対象となります。

※ 幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の全ての類型が対象となります。
また、認可外教育機能・認可外保育施設部分も含む全範囲が対象となります。

Q2-3 「保育所に類する施設」にはどのような施設が含まれますか。

- 具体的には、一定以上の質が担保されている保育所に類する以下の施設が含まれます。
- ①障害児通所支援事業（児童発達支援を行う事業に限ります。）が行われる施設
 - ②家庭的保育事業（いわゆる「保育ママ」）、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に係る施設
 - ③児童の保育に関する事業であって市区町村が必要と認めるものが行われる施設
※ 具体的には、一定の質の確保を前提として、地域の保育需要に対応するため地方自治体が単独で補助等を行っている認可外保育施設（例えば、東京都の認証保育所や横浜市の横浜保育室など）が該当します。また、へき地保育所も含まれます。
 - ④届出を行っている認可外保育施設であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項に該当するもの
※ 具体的には、認可外保育施設のうち、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長から認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設がこれに該当します。なお、この施設は、利用料に係る消費税が非課税とされている認可外保育施設と同じ範囲を指すものです。
- 通われている認可外保育施設等が①、②、③、④の施設に該当するか否かは、当該施設にお尋ねいただくか、あるいは、市区町村の各担当（①は障害児担当、②、③、④は保育担当）にお尋ね下さい。①、②、③、④の施設に該当しない場合（例：個人が行うベビーシッター）は、非課税の対象になる「保育所に類する施設」に含まれません。

Q2-4 専修学校、各種学校にはどのようなものがありますか。

- 以下のリンクをご参照下さい。自動車学校についてはQ4-14をご参照下さい。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1332563.htm
- ※ 専修学校・各種学校の認可は学校ごとに都道府県が行います。例えば、同一団体が経営する自動車学校や予備校等であっても、A県B市の学校が専修学校・各種学校の認可を受けている一方、A県C市の学校は認可を受けていないという場合もありますので、ご注意下さい。

Q2-5 「外国の教育施設のうち、一定のもの」にはどのようなものがありますか。

○ 以下のものです。

[外国にあるもの]

- ① その国の学校教育制度に位置づけられている学校（日本の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、大学院、高等専門学校、専修学校に相当する学校）
- ② 日本の小学校、中学校又は高等学校と同等であると文部科学大臣が認定したもの
・ 日本人学校、私立在外教育施設
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/002/001.htm

[国内にあるもの]

- ③ インターナショナルスクール（国際的な認証機関に認証されたもの）
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314/006.htm
- ④ 国内にある外国の教育施設で、日本の学校への入学資格が得られるもの
・ 外国人学校（文部科学大臣が高校相当として示したもの）
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314/003.htm
・ 外国大学の日本校
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/027/siryu/attach/1294699.htm
- ⑤ 国際連合大学

(2) 学校教育費の範囲

Q2-6 どのような費用であれば、1,500万円まで贈与税非課税となりますか。

- 学校等（Q2-1を参照）に対して支払われたことが、学校等からの領収書等により確認できる費用が対象であり、例えば、入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、教育充実費、教育運営費、修学旅行・遠足費、入学検定料、在学証明書・卒業証明書・卒業見込証明書・成績証明書等の手数料、（独）日本スポーツ振興センターの災害共済給付の共済掛金、（公財）日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険、学研災付帯賠償責任保険（注：学研災付帯学生生活総合保険は入りません。）、PTA会費、学級会費・生徒会費、学校の寮費などが挙げられます（学校等が費用を徴収し、業者等に支払う場合も含みます）。

※ 学校等で必要な費用は、

- ① 学校等（学校等の設置者）に支払う場合（Q2-1参照）
- ② 業者等に支払う場合

の、両方が考えられますが、このうち①の場合（学校等に支払ったことが領収書等で確認できる場合）のみが、1,500万円までの非課税の対象となります。他方、

個人が直接業者等に費用を支払った場合（②の場合）は、一定の条件の下、500万円までの非課税の対象となる場合があります（詳細はQ2-7参照）。

※ PTA会費（その他、名称として「父母と教師の会」、「父母の会」、「保護者会」、「後援会」「教育振興会」「育友会」「PPA会」などとなっているものを含む）に関しては子供の教育に必要な経費であるため認められますが、同窓会・OB会・校友会・学生自治会・学友会といった学生や卒業生の自主的な集まりのための費用については教育費とはいえないため、認められません。

（「校友会」という名称で実質は生徒会である場合などがありますが、そうした場合は生徒会である旨を領収書等に補足していただくか、その旨が分かる資料のコピーを添付するなどして下さい（補足の方法の詳細はQ5-5参照。））

※ 学校等に対して直接支払われる費用であっても、振込手数料は教育費とはいえないので、認められません。

Q2-7 教科書など学校等で使用するものを、業者から購入した場合は、対象になりますか。

○ 学校等（Q2-1参照）で使用する教科書代や学用品費、修学旅行費、学校給食費などであっても、業者等に支払がなされる場合は1,500万円までの非課税の対象にはなりません。

○ 一方、学校等における教育に伴って必要な費用で、学生等の全部又は大部分が支払うべきものと当該学校等が認めたものは、500万円までの非課税の対象になります。具体的には、学校等における教育に伴って必要であり、学校等が書面（Q3-1の口を参照）で業者を通じての購入や支払を保護者に依頼しているものを指します。

この場合には、領収書等に加え、学校等からの文書を（Q3-1の口を参照）、金融機関に提出する必要があります。

○ 業者から購入した教科書代については、（Q5-15）を参照。

Q2-8 保育所の保育料は、学校等に直接支払われるのではなく、市町村に対して支払われますが、この法律の「教育資金」に含まれるのですか。

- 保育所の保育料は、児童福祉法上、個々の保育所ではなく市町村が保護者から徴収することとされています。
- こうした手続であることに鑑み、保護者が市町村に支払う保育所の保育料についても、「教育資金」に含まれるものと取り扱うこととしています。

Q2-9 保育料にはどのような費用が含まれますか。

- 乳児又は幼児を保育する業務の対価として、市町村が徴収する保育料や、保育所に類する施設（Q2-3参照）に対して支払う利用料のほか、市町村又は保育所等に直接支払った場合の送迎料、保育を受けるために必要な予約料、年会費、入園料（入会金・登録料）などが含まれます。

※ 保育料とは別の名目で給食費、おやつ代、施設に備え付ける教材を購入するために徴収する教材費、保育する乳幼児に関して施設が契約している傷害・賠償保険料の負担金等の実費相当額を支払っている場合がありますが、これらの費用も非課税の対象です。

Q2-10 大学生協で購入した学用品等は、学校等に対して直接支払った費用に含まれますか。

- 含まれません。大学生協は大学とは別組織であり、学校等ではありません。
ただし、学校等における教育に伴って必要な費用で、学生等の全部又は大部分が支払うべきものと当該学校等が認めたものを大学生協に支払った場合は、500万円までの非課税の対象（※Q3-3の学校等からの書面が必要）になります。
- 購買部については、領収書等が業者など学校と別組織から出ていれば、学校等にあたりません。上記の生協と同様に、学校等からの書面があれば500万円までの非課税の対象になります。
領収書等が学校等から出ていれば、学校等に該当し1500万円までの非課税対象となります。

3. 500万円までの非課税枠について

Q3-1 500万円までの非課税枠には、どのような費用が対象になりますか。

○ 以下のような費用が対象となります。

<イ 塾や習い事など、学校等以外の者に支払われる費用>

・ 下の①～④の教育活動の指導の対価（月謝、謝礼、入会金、参加費など）として支払う費用や、施設使用料。

・ 下の①～④の教育活動で使用する物品の費用。ただし、①～④の教育活動の指導を行う者を通じて購入するもの（＝指導を行う者の名で領収書が出るもの）に限ります。

※ 指導を行う者を通さず個人で購入した場合（例：塾のテキストを一般書店で購入、野球のグローブを専門店で購入）は、対象となりません。

- ① 学習（学習塾・家庭教師、そろばん、キャンプなどの体験活動等）
- ② スポーツ（スイミングスクール、野球チームでの指導など）
- ③ 文化芸術活動（ピアノの個人指導、絵画教室、バレエ教室など）
- ④ 教養の向上のための活動（習字、茶道など）

○ ただし、上の①～④については、教育のために支払われるものとして社会通念上相当と認められるものに限りますので、ご注意下さい。

<ロ イ以外（物品の販売店など）に支払われるもの>

・ 学校等（Q2-1を参照）で必要となる費用を業者に直接支払った場合でも、学校等における教育に伴って必要な費用で、学生等の全部又は大部分が支払うべきものと当該学校等が認めたものは、500万円までの非課税の対象になります。

具体的には、学校等における教育に伴って必要であり、学校等が書面（※Q3-3参照）で業者を通じての購入や支払を保護者に依頼しているものを指します。

例えば、以下のものが想定されます。

- ・ 教科書・副教材費・教科教材費（リコーダー・裁縫セット等）
- ・ 学校指定の学用品費（制服、体操着、ジャージ、上履き、通学鞆等）
- ・ 卒業アルバム・卒業写真代
- ・ 修学旅行・自然教室・林間学校等の校外活動費
- ・ 給食費

この場合は、業者からの領収書等に加え、学校等からの書面も金融機関に提出する必要があります（Q3-3参照）。

- ・また、
 - ・通学定期券代（領収書に加え、通学定期券の写しの提出も必要です。Q3-4参照）
 - ・留学渡航費、学校等に入学・転入学・編入学するにあたって必要となる転居に伴う交通費（Q3-5参照）
- も対象となります。この場合は、業者からの領収書等に加え、別途必要な書類も金融機関に提出する必要があります。

Q3-2 「社会通念上相当と認められるもの」とありますが、どのようなものが「社会通念上相当」と認められないのですか。

- 教育のために支払われるものとして「社会通念上相当」でないものを網羅的に示すことはできませんが、例えば、
- ・賭博やギャンブルに関するもの（カジノの手法を教える教室）
 - ・酒類やたばこを楽しむことを目的とする講習
 - ・遊興・遊技を内容とするもの（トランプ、パチンコ、麻雀、ゲーム、カラオケ、手品、占い等を教える教室など）
 - ・娯楽目的の鑑賞を行うことを目的とするもの
- 等は、教育のために支払われるとはいえません。

Q3-3 Q3-1の口の「学校等からの書面」とはどのようなものを指しますか。

- 「学校等からの書面」とは、年度や学期の始めに配付されるプリントや、「学校便り」「教科書購入票」「シラバス（講義要項）」「校則や学則を印刷したもの（例：制服が必要である旨の記載がある箇所）」「学校案内」「学校のHPを印刷したもの」等を想定しています。この書面には、学校等の名称、用途・費目が記載されることが必要です。年月日については原則として必要ですが、年月日の記載がなくても無効とはなりません。
- ※ 「学校等」の名称、用途・費目が分かる該当箇所だけをコピー又は印刷して提出すれば問題ありません（特にシラバス（講義要項）などの場合）。
- ※ どの業者で購入するかは指定は必須ではありません。
- ※ 学校等が物品の購入の案内自体を業者に委託等しており、業者からの書面に学校等の名称が記載されていて、かつ学校等からの書面がない場合に限っては業者からの書面を学校等からの書面とみなして扱うことも可とします（例：修学旅行について旅行会社からの書面を学校等が配布しているため「学校等からの書面」が揃わない場合、大学生協が学校名の入った教科書購入票を作成し、学校等は特段の書面を作成しないので「学校等からの書面」が揃わない場合）。

Q3-4 通学定期券代が非課税対象となるのに必要な提出書類は何ですか。

- 通学定期券を購入した際の領収書と、通学定期券の写しが必要となります。
なお、通常、領収書等の提出の際には「支払先の住所」の記載が必須となりますが、通学定期券代に限定して、本記載は必ずしも必要ではありません。
- また、スクールバス代についても、「通学定期券」という形で発行されるのであれば、対象となる場合があります（Q4-11参照）。

（注1）通常の通学に使用する定期券代のみが対象であり、諸般の事情により別経路で通学した際の切符代や定期券の有効期間を過ぎた際に購入した切符代等は対象外です。また、交通系電子マネーのチャージ料も対象外です。

（注2）あくまで通学定期券が発行される範囲で対象とするものであり、自転車通学の際の自転車購入費用や駐輪場代は対象外です。

※ 平成27年4月1日以降に支払われたもののみが対象です。

Q3-5 留学渡航費が非課税対象となるのに必要な提出書類は何ですか。

- 往復分の渡航費を1度に支払う場合は、以下の提出が必要となります。
 - ①領収書
 - ②留学先の学校の入学許可証や在籍証明書等の、就学を証明する書類
 - ③航空券の写し、e-チケット、搭乗証明、旅程表等の渡航の経路を確認する書類（注）①～③の全てが揃わなければ、非課税対象として認められません。

- 往路分と復路分の渡航費をそれぞれ別々に払出し請求をする場合の取扱いは以下のとおりです。

※ 具体例：日本からアメリカの大学に留学し、帰国する場合

- ア) 日本から海外に行く際（往路）について、上記①～③の書類を提出する。
その際、金融機関において「往路に関する交通費の支出に係る確認書」を発行し、受贈者において保管する。
- イ) 海外から日本に行く際（復路）について、上記①、③及び「往路に関する交通費の支出に関する確認書」を提出する。

（注1）渡航の際の経路は合理的である必要があります。例えば、日本から韓国に留学する際にアメリカ合衆国経由で渡航している場合は合理的でないと言えます。

（注2）1回の留学につき、1往復までの渡航費が非課税対象であり、それ以上は対象とはなりません。

(注3) あくまで「渡航費」が非課税対象となるのであって、空港までの移動に要する交通費については対象外です。

※ 平成27年4月1日以降に支払われたもののみが対象です。

Q3-6 学校等に入学・転入学・編入学するにあたって必要となる転居に伴う交通費が非課税対象となるのに必要な提出書類は何ですか。

○ 必要な書類は、以下のとおりです。

- ①領収書
- ②新たに入学する学校等の入学許可証や在籍証明書等の、就学を証明する書類
- ③乗車券の写しや購入履歴を印刷したもの等の移動の経路を証明する書類
- ④住民票等の転居元の住所を証明する書類

※ 具体例：大学進学のため栃木から東京の大学に進学し、卒業後に栃木に移動する場合

ア) 転居元から転居先に行く際（往路）について、上記①～④の書類を提出する。

その際、金融機関において「往路に関する交通費の支出に係る確認書」を発行し、受贈者において保管する。

イ) 転居先から転居元に行く際（復路）について、上記①、③、④及び「往路に関する交通費の支出に関する確認書」を提出する。

(注1) 移動の際の経路は合理的である必要があります。例えば、栃木から東京に移動する際に香川を経由している場合は合理的でないと言えます。

(注2) 1回の転居につき、1往復までの交通費が非課税対象であり、それ以上は対象とはなりません。

(注3) 親の転勤に伴って転校し転居する場合は非課税対象とはなりません。

※ 平成27年4月1日以降に支払われたもののみが対象です。

4. その他具体的な費目について

注：費目については「領収書等に関するチェックツール」を併せてご利用下さい。

Q4-1 下宿代は非課税の対象ですか。

- 対象とはなりません。ただし、学校等の寮費については、学校等に対して支払われたことが、学校等からの領収書等により確認できる場合、1500万円までを上限とする非課税の対象になります（Q2-6参照）。

Q4-2 留学の費用のうち、留学の渡航費や滞在費は非課税の対象ですか。

- 渡航費は対象です。ただし、平成27年4月1日以降に支払われたものに限ります。
- 滞在費は対象とはなりません（※）。
※ 寮費は留学先の学校等に支払われたことが、学校等からの領収書等により確認できる場合に限り、1500万円までを上限とする非課税の対象になります。
- ただし、①現在通っている学校等に直接支払っている場合と、②仲介業者に支払っているが現在通っている学校等の授業やカリキュラムの一環として海外に渡航する場合はこの限りではありません。①現在通っている学校等に直接支払う場合は1500万円までを上限とする非課税の対象となります（Q2-6参照）。②仲介業者に支払っているが現在通っている学校等の授業やカリキュラムの一環として海外に渡航する場合は500万円までを上限とする非課税の対象となります（Q3-1の口参照）。

Q4-3 留学の費用（授業料、入学金、渡航費、滞在費など）を仲介業者に支払っていた場合、どのような扱いになりますか。

- 留学先からの領収書等でなく仲介業者から領収書等が出た場合であっても、留学先が発行した領収書の代用として、非課税の対象となります。ただし、扱いは以下のとおりとなります（重複しますが、Q4-2の②の場合も含めて記載します。）

<現在通っている学校等の授業やカリキュラムの一環として海外に渡航する場合>

- 仲介業者に支払う場合は、授業料、入学金、渡航費、滞在費を含め500万円までを上限とする非課税の対象となります（Q4-2②参照）。

<現在通っている学校等の授業やカリキュラムの一環でなく海外に渡航する場合>

- 滞在費（ホテルへ払う宿泊費用等）のように、留学先の教育の主体に最終的に支払われないものについては非課税の範囲とはなりません。ただし、仲介業者を通じて

留学先に支払った費用（例：授業料、入学金）は500万円までを上限に非課税の対象となります。

○ そのため、仲介業者発行の領収書等に、留学先の教育の主体に最終的に支払われた金額が明示された状態で領収書等をご提出下さい（例1：「留学費用総額×円、うち語学研修費用○円」として明示。例2：内訳のみ記載されたもの（請求書等）しかない場合は、当該請求書等について「授業料○円、入学金○円、渡航費○円、寮費○円」のように、領収書の発行者又は受贈者が下線を引いたり、費目にチェックを入れるなどした状態にして明示）。

※ 上記のような明示がないと非課税対象となる教育費の額が特定できないため、非課税の対象として取り扱えません。

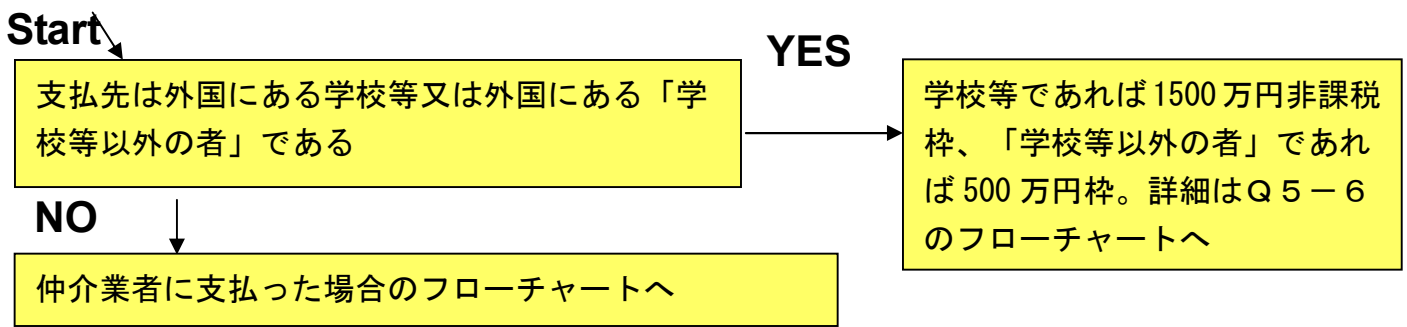
※ 「学校等の授業やカリキュラム」の例としては、以下のものがあります。

○ 海外の学校の授業科目を履修し、そこで修得した単位について、所属する学校等の単位として認定するもの。

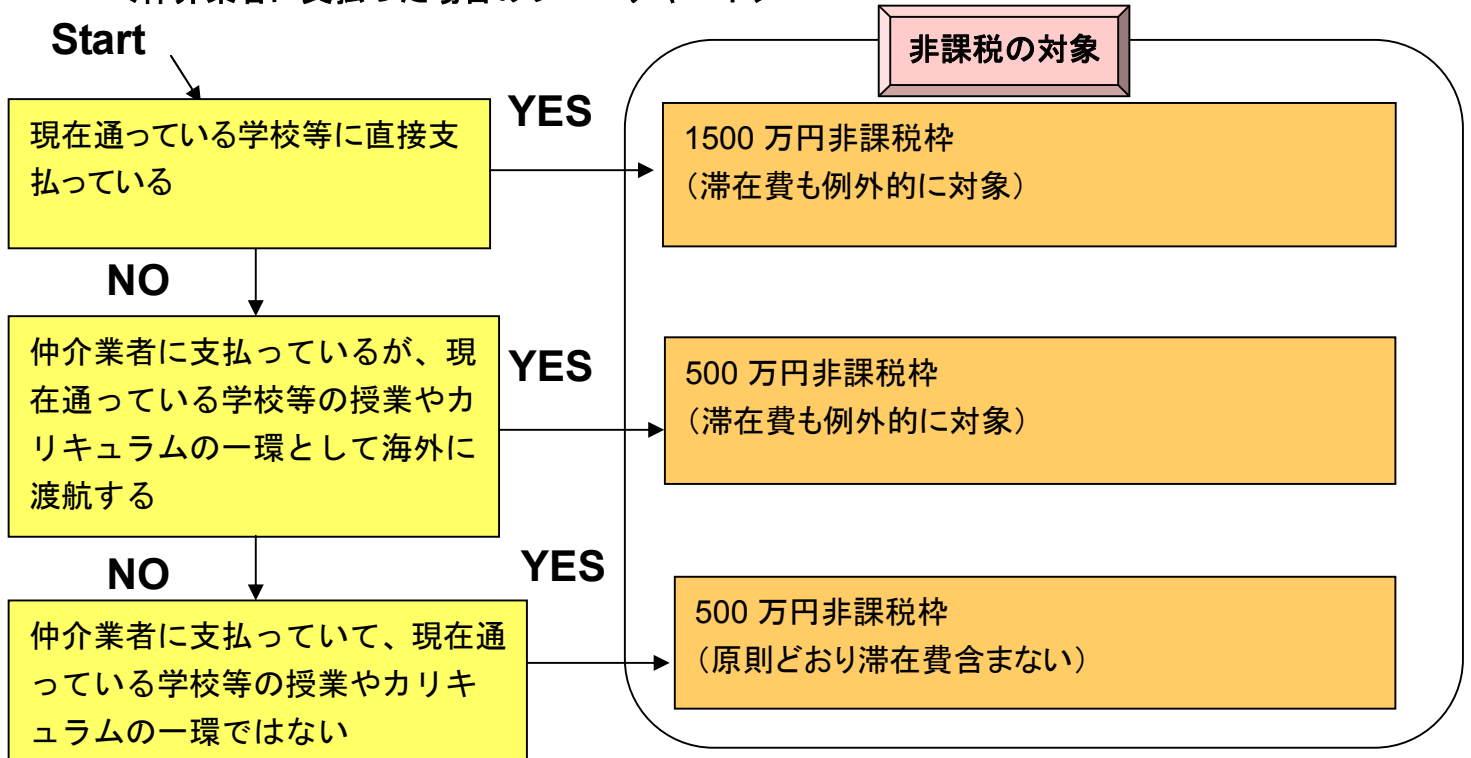
○ 日本の学校が行っている授業の一部で海外での学習が組み込まれているもの。

○ 在籍している学部やコース、専攻において留学が必須なもの。（例：国際○○学部や外国語科○○コースで留学が必須なもの。）

<外国の学校等又は「学校等以外の者」に直接支払った場合のフローチャート>



<仲介業者に支払った場合のフローチャート>



仲介業者発行の領収書等に、留学先の教育の主体に最終的に支払われた金額が明示された状態で領収書等をご提出下さい。

例1：「留学費用総額×円、うち語学研修費用○円」として明示。

例2：内訳のみ記載されたもの（請求書等）しかない場合は、当該請求書等について「授業料○円、入学金○円、渡航費○円、寮費○円」のように領収書の発行者又は受贈者が下線を引いたり費目にチェックを入れるなどした状態にして明示。）

Q4-4 部活動の費用は非課税の対象ですか。

1. 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における部活動について

<1500万円非課税枠について>

- 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における部費などで、例えば「A高校」又は「A高校B部」の名義の領収書等が出るものであれば、1,500万円までの非課税の対象となります。

<500万円非課税枠について>

- また、上記の学校等における部活動に伴って必要な費用で、学校等が書面で業者からの購入・業者への支払を依頼したものについては、500万円までの非課税の対象となります。

この場合には、業者からの領収書等に加え、学校等からの文書を（※詳細はQ3-1の口を参照）、金融機関に提出する必要があります。

なお、部活動で使用するものであっても上記以外で個人がそれぞれ購入するもの（学校等や部の領収書が出ないものや、学校等が書面で業者からの購入・業者への支払を依頼しないもの）は1500万円・500万円枠のどちらでも非課税対象となりません（※個人で購入した場合（例：野球のグローブを専門店で購入）は、対象となりません）。

2. 大学、高等専門学校、専修学校・各種学校・インターナショナルスクールにおける部活動について

- 指導の対価（指導を行う者への月謝、謝礼など）として支払う費用や、施設使用料であれば、500万円までの非課税の対象になります。

- 部活動で使用する物品の費用についても、500万円までの非課税の対象になります。ただし、指導を行う者を通じて購入するもの（＝指導を行う者の名で領収書が出るもの）に限ります。

なお、部活動で使用するものであっても上記以外で個人がそれぞれ購入するもの（学校等や部の領収書が出ないもの）は非課税対象となりません（※個人で購入した場合（例：野球のグローブを専門店で購入）は、対象となりません）。

Q4-5 学校等の正規課程以外の講座等（大学の公開講座、専修学校の附帯事業（例：短期講座など）、幼稚園の預かり保育や子育て支援活動など）に係る費用は対象ですか。

- 1,500万円までの非課税の対象になります。

Q4-6 学校等の正規課程以外の講座等に係る費用は1,500万円までの非課税の対象になるとのことですが、保育所、保育所に類する施設、認定こども園での延長保育、休日保育、一時預かり、病児・病後児保育などに係る費用は非課税の対象ですか。

○ 1,500万円までの非課税の対象になります。

Q4-7 放課後児童クラブ（いわゆる「学童保育」）、放課後子供教室、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援に要する費用は500万円までの非課税の対象ですか。

○ 500万円までの非課税の対象になります。

※ 施設に備え付ける備品や図書を購入するために徴収する費用、傷害・賠償保険料の負担金、施設費（暖房費、光熱水費）等のように通常領収される費用については、上記と同様に費用に含まれます。また、おやつ代など活動で使用する物品の費用も、これらの主体の名義で領収書が出るものについては、対象となります。

Q4-8 大学入試センター試験の受験料は、非課税の対象ですか。

○ 1,500万円までの非課税の対象になります。

Q4-9 Q3-1のイにある「塾や習い事」の費用のうち対象となるものは具体的にどのようなものですか。

○ 例えば、学習塾・家庭教師・そろばん教室・英会話教室・パソコン教室・ビジネススクールの指導料、TOEIC・TOEFL等の検定料、算数オリンピックの参加料、資格試験の受験料、ボーイスカウト・ガールスカウトでのキャンプ等の体験活動の参加料、スイミングスクール・ゴルフスクール・テニススクール・野球チームでの指導料、ピアノ等の音楽教室・絵画教室・バレエ教室・ダンス教室・習字教室・茶道教室・華道教室・将棋教室・囲碁教室・料理教室・乗馬教室の指導料などがあります。またいわゆる通信教育（e-ラーニング含む）は対象となります。

Q4-10 （独）日本学生支援機構をはじめとした奨学金の返還金は、非課税の対象になりますか。

○ 奨学金の返還金は、非課税の対象とはなりません。

※ 在学中に実際に学校に支払った教育費は、本制度の非課税の対象となります。

Q4-11 学校へ通学したり、受験したりする際の交通費は非課税の対象ですか。
また、塾や習い事に通う際の交通費は非課税の対象ですか。

<学校等に関する交通費>

○ スクールバスに係る費用について、学校に直接支払う場合は1,500万円まで、業者に通学定期券代として支払う場合は500万円までの非課税の対象となります。ただし、通学定期券を購入する必要があり、回数券やスクールバスに乗車する際その都度支払う金銭については対象となりません。

通学定期券については500万円までの非課税の対象となります。ただし、領収書等に加え、通学定期券の写しを金融機関に提出する必要があります(Q3-4参照)。

○ 受験の際の交通費は非課税の対象となりません。

<塾や習い事に関する交通費>

○ 塾や習い事のス쿨バスに係る費用について、塾や習い事に直接支払う場合は500万円までの非課税の対象となりますが、業者に支払う場合は非課税の対象とはなりません。

○ 塾や習い事の定期券代については非課税の対象となりません。

Q4-12 スポーツジムは非課税の対象ですか。

○ スポーツジムに係る費用は、インストラクター等から指導を受けるものに限り、原則500万円までの非課税の対象となり、当該費用が施設利用料等に限定されている場合は、指導への対価と言えませんが、非課税の対象外となります。

※ 領収書等の摘要(支払内容)の欄に、何の指導を受けているのかについての記載が必要です。

(例1: テニススクール代として、〇月分〇〇料として(〇回又は〇時間))

(例2: ヨガクラス代として、〇月分〇〇料として(〇回又は〇時間))

Q4-13 教育資金管理契約に関して取扱金融機関に支払う各種手数料や振込手数料は、教育資金に該当しますか。

○ 教育資金には該当しません。このため、非課税の対象とはなりません。

Q4-14 自動車学校の費用は非課税の対象ですか。

- 非課税の対象となります。ただし、当該自動車学校が専修学校や各種学校の認可を受けている場合（Q2-4参照）は1500万円を上限とした非課税の対象、そうでない場合は500万円を上限とした非課税の対象となります。
- 自動車の免許の検定料、更新料も非課税の対象となります。ただし自動車学校ではなく公安委員会に支払うので500万円を上限として対象となります。

※ 交通安全協会費は対象ではありません。

Q4-15 学校等に支払う寄附金は、非課税の対象ですか。

- 「学校等」に支払う寄附金は、原則として非課税の対象にはなりません。ただし、入学時の寄附金（具体的には、入学決定後に入学者に対して募集のあったもので入学した年の年末までに納付したもの）については、本制度の非課税の対象となります。

Q4-16 学校等に支払う入学検定料や入学金や授業料は非課税の対象ということですが、複数の学校を受験して、実際に入学しない学校等に支払った入学検定料や入学金や授業料も非課税の対象ですか。また募集要項、パンフレット、願書も対象ですか。

- 実際に入学しない学校等に支払った入学検定料や入学金や授業料も1500万円を上限として非課税の対象です。
- 募集要項、パンフレット、願書は非課税の対象外です。

Q4-17 学校等に支払う「在籍料（休学する場合に払う費用。休学費。）」や、塾・習い事の休会費は非課税の対象ですか。

- 学校等に支払う「在籍料」や塾・習い事の休会費については、当該費用がないとその後教育や指導を受けられないという性質に鑑み、非課税の対象です。ただし、スポーツジムに係る費用で、当該費用が施設利用料等に限定されている場合は、非課税の対象外です。図で整理すると次のとおりです。

学校の休学費・在籍料	○（1500万円非課税枠）
塾や習い事（文化芸術、スポーツ等）の休会費	○（500万円非課税枠）
スポーツジムで指導を受けている場合の休会費	○（500万円非課税枠）
スポーツジムで施設だけ利用（例；自分で筋トレだけやっている）していてそもそも指導を受けていない場合の休会費	×

※ 休会費については改めてその性質を勘案し、場合に分けて整理したものです。

Q4-18 支払った費用の一部が、後ほど教育の主体から返ってきた場合はどうすればよいですか。

○ 【当初支払った費用－返ってきた分】が実際に教育に使われた費用となりますが、【当初支払った費用】を非課税の対象としていただいて問題ありません。

当初支払った費用の一部が後ほど教育の主体から返ってくる場合としては、例えば修学旅行積立金があります（修学旅行代を毎月学校等に支払ってきたが、修学旅行が終わってから、一部金銭が余ったということで返金がなされるといったケース）。

実務上こうしたケースは想定されることから、当初支払った費用を非課税の対象としていただいて問題ありません。

Q4-19 学校等における健康診断料は非課税の対象ですか。

○ 非課税の対象となります。学校等に直接支払う場合は1500万円までを上限とする非課税の対象です。病院に支払う場合は、500万円までを上限とする非課税の対象（※Q3-3の学校等からの書面が必要）となります。

○ 学校等と関わりなく、個人で受けられる健康診断料は非課税の対象外です。

Q4-20 予防接種の費用は非課税の対象ですか。

○ 原則として非課税の対象となりません。ただし、学校等の授業やカリキュラムの一環として必要な場合（例：大学の実習にあたり予防接種や抗体検査が必要な場合）は対象です。学校等に直接支払う場合は1500万円までを上限とする非課税の対象です。病院に支払う場合は、500万円までを上限とする非課税の対象（※Q3-3の学校等からの書面が必要）となります。

Q4-21 学校等における卒業時のパーティ・謝恩会の費用は非課税の対象ですか。

○ 行事として学校等が関与していたり学生・生徒が一律支払うものであれば、非課税の対象です。学校等に直接支払う場合は1500万円までを上限とする非課税の対象となります。行事として学校等が関与していたり学生・生徒が一律支払う場合であって業者に支払う場合は、500万円を上限に非課税の対象（※Q3-3の学校等からの書面が必要）となります。

なお保護者の分の参加費は教育に関する費用と言えないので対象外です（保護者の参加費と学生・生徒の参加費が一体化している場合は対象とします）。

○ 学校等と関わりなく、個人で行うようなもの（例えば友人同士や有志で自主的に催すようなもの）は非課税の対象となりません。

Q4-22 ボランティア活動の費用は非課税の対象ですか。

○ 原則として非課税の対象となりません。ただ、学校等において授業の一環としてボランティア活動を行う場合は非課税の対象となります。学校等に直接支払う場合は1500万円までを上限とする非課税の対象となります（Q2-6参照）。学校等の授業の一環としてボランティア活動を行う場合であって業者等に支払う場合は500万円までを上限とする非課税の対象となります（Q3-3の学校等からの書面は必要）。

Q4-23 学会の費用は非課税の対象ですか。

○ 学会に支払う場合は500万円を上限として非課税の対象となります。学校等に学会の費用を支払っている場合は1500万円を上限として非課税の対象となります。

Q4-24 大学生協の出資金は非課税の対象ですか。

○ 非課税の対象とはなりません。

Q4-25 塾や習い事の合宿費用は非課税の対象ですか。

○ 塾や習い事といった教育の主体に支払っている合宿費用は、500万円を上限として非課税の対象となります。教育の主体以外に払っている場合は非課税の対象となりません（例：塾の合宿で、宿泊費をホテルに直接支払っている場合は対象外）。

Q4-26 いわゆる通信教育（eラーニング含む）は非課税の対象とのことですが、Q3-1によると個人でテキストを購入する場合は非課税の対象外です。どう判断すればいいですか。

- 通信教育（eラーニング含む）とは通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基づき、設問解答、添削指導、質疑応答等を行うものです。
- 指導料のみならず、通信教育の実施主体に支払う物品費や教材費も500万円を上限に非課税の対象ですが、例えば実際は通信教育であるのに領収書に「テキスト代」「教材費」「プリント代」のみ書かれていたら個人でテキストを購入している場合と判別が付きません。ですので、摘要（支払内容）に上記のような指導が行われていることを明記（例：「通信教育費」と明記）するか、指導が行われていることがわかる書類（例：HPのコピー、チラシ等で「通信教育」と明記されているもの等）を添付して指導が行われていることがわかるようにして提出して下さい。

Q4-27 文化芸術やスポーツの大会・コンクールの参加費は非課税の対象ですか。

- 大会・コンクールの参加費については、習い事の主体に支払っている場合は500万円を上限として非課税の対象となります。習い事の主体以外に払っている場合は非課税の対象となりません（例：スイミング大会の参加費を普段通っているスイミングスクールではなく大会の主催者に支払った場合は対象外）。

Q4-28 保険は対象になりますか。

- 教育を行う主体（例：学校等、塾や習い事）への支払である場合は原則対象です。（例：（独）日本スポーツ振興センターの災害共済給付の共済掛金、（公財）日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険、学研災付帯賠償責任保険）
（注：「学生健康保険互助組合」のように明らかに医療費であるものや火災保険、生命保険等の教育費に含まれないものは入りません。）
- 教育を行う主体以外の者（例：保険会社）への支払の場合は対象外であることが原則です。ただし、①. 学校等からの書面があり、②. 正課の授業や講義、行事、実習、学校での集団感染、のような学生生活に限定して補償の対象とするものは例外的に対象になります。したがって、学生生活でなく、日常生活を補償の対象とするもの（例：学研災付帯学生生活総合保険、生協の学生総合共済・学生賠償責任保険、火災保険、扶養者死亡保険等）は対象外です。

Q4-29 「諸費」「雑費」「学年諸費」等と領収書等に記載されていた場合は対象になりますか。

- 学校等に支払っていた場合は非課税の対象としていただいて問題ありません。ただし、学校等以外の者（塾や習い事、業者等）に対する支払の場合は必ずその詳細を記載する必要があります。

Q4-30 ランドセルは対象になりますか。

- 学校等から事前に書面が出ていて、それに基づいて購入した場合は対象です。学校等から書面が出ていない場合は、対象とはなりません。

5. 領収書等について

注:領収書等については「領収書等に関するチェックツール」を併せてご利用下さい。

Q5-1 領収書等に記載すべき事項はなんですか。

○ 領収書等に記載すべき事項は、①支払日付、②金額、③摘要（支払内容）、④支払者（宛名）、⑤支払先の氏名（名称）及び⑥支払先の住所（所在地）です（「等」についてはQ5-3へ）。なお、住所（所在地）については原則として必要ですが、学校等への支払の場合に限っては住所（所在地）の記載がなくても補記を求めないことといたします（Q5-3、Q5-5へ）。

○ 塾や習い事など、学校等以外の者に支払われる費用（Q3-1のイ）についても領収書等で確認することとなりますが、領収書等には、①支払日付、②金額、③摘要（支払内容※）、④支払者（宛名）、⑤支払先の氏名（名称）及び⑥支払先の住所（所在地）が明らかになっている必要があります。

※ 塾や習い事などの費用については、何に使用したのか（例1：〇月分〇〇料として（〇回又は〇時間）、例2：冬季講習△△コース代）についても記載されていることが必要です。

※ 「領収書等に品目の記載がないなど、教育に関する費用であることが分からない領収書等の場合、非課税対象かどうか確認が出来ません。領収書等をお受け取りの際には必要な情報をご確認下さい。

Q5-2 領収書等は原本を提出する必要がありますか。

○ 原本を提出する必要があります。ただし、場合によっては、金融機関が原本を確認した上でコピーをとり、原本をお返しする場合があります。詳しくは金融機関へお問い合わせ下さい。

Q5-3 金融機関に提出する資料としては、領収書以外は認められないのですか。

○ 領収書のほか、①支払日付、②金額、③摘要（支払内容）、④支払者（宛名）、⑤支払先の氏名（名称）及び⑥支払先の住所（所在地）が分かるものであれば、領収書の代わりとして認められる場合があります。

したがって、下記のように支払が振り込みや引き落とし等によってなされている場合に、別途領収書を受け取る必要はありませんが、支払記録だけでは上記の項目がわからない場合には、振込依頼文書などをあわせて添付することにより上記項目を明確にする必要があります。

※ 学校等に対する支払の場合で、摘要（支払内容）の記載漏れがあった場合、受贈者が提出する下記の支払事実を証する書類に摘要（支払内容）を受贈者自身が記載し、受贈者が署名又は押印をすることにより、明らかにしていただくことも可能です。

※ 塾や習い事など、学校等以外の者に支払われる費用（Q3-1のイ）については、幅広い主体を対象としており、その内容を特に確認する必要があることから、①支払日付、②金額、③摘要（支払内容）、④支払者（宛名）、⑤支払先の氏名（名称）及び⑥支払先の住所（所在地）が確認できる書類を提出いただく必要があります。また、支払内容については何に使用したのか（例1：〇月分〇〇料として（〇回又は〇時間）、例2：冬季講習△△コース代として）についても記載されていることが必要です。（→Q5-10へ）

○ 領収書を受領していない場合の提出書類の例

<指定金融機関へ振り込む場合>

振込依頼書兼受領書（切り取り型の振込依頼書の受領書部分）の原本が必要です。なお、ATMで振込みをした場合はATMの利用明細の原本、インターネットバンキングで振込みをした場合はインターネットバンキングの振込み完了画面を印刷してお持ち下さい。

※ ①～⑥の要件が揃っていなかった場合、それらが揃うように振込依頼文書等を併せて添付下さい。

<口座振替で支払う場合>

実際に引き落とされたことが確認できる通帳のコピーが必要です。

※ ①～⑥の要件が揃っていなかった場合、それらが揃うように口座振替依頼書等を併せて添付下さい。

<クレジットカード引き落としで支払う場合>

クレジットカードの利用明細の原本（支払日付、摘要（支払内容）、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）の確認のため）と、実際に引き落とされたことが確認できる通帳のコピー（金額、支払われたという事実の確認のため）が必要です。なお、WEBによる利用明細の場合は、WEBの画面を印刷してお持ち下さい。

※ ①～⑥の要件が揃っていなかった場合、それらが揃うように引落依頼文書等をあわせて添付下さい。

※ クレジットカードを利用した場合の「①支払日付」は、クレジットカードのカード利用日（チェックツール（P.10）のケースでは「ご利用明細書」の「ご利用日」）となります。クレジットカードの指定口座からの引落日（チェックツール（P.10）のケースでは「ご利用明細書」の「お支払日」）ではありませんのでご注意ください。詳しくは、「領収書等に関するチェックツール」をご覧ください。

※ クレジットカードで分割払い・リボ払い・ボーナス払いの場合、引落日が領収書等の提出期限を超えてしまい、利用明細や通帳のコピーが期限までに原理上揃わない事態が想定されます。ですので、基本的に分割払い等以外をご利用いただくことをおすすめします。万一分割払い等をご利用されてしまった場合は、支払先から領収書を発行していただき、領収書をご提出下さい。

<月謝袋に現金を入れて支払う場合>

習い事の場合など月単位・年単位で領収書の発行がされる場合には領収書の提出を原則としていますが、領収書が発行されない場合には実際に支払われたことが確認できる月謝袋の提出によることも可能です。ただし、月謝袋には、支払日付、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）住所（所在地）、摘要（〇月分〇〇料として（〇回または〇時間））の記載が必要です。

なお、月謝袋を再利用する必要があるため提出ができない場合には、そのコピーでも差し支えありません。

※ ①～⑥の要件が揃っていなかった場合、それらが揃うように支払依頼文書等をあわせて添付下さい。

Q5-4 領収書等に記載された支払者（宛名）は、受贈者本人でなければなりません。

○ 受贈者本人でなければなりません。ただし、保護者等の名義で受贈者の教育資金に係る領収書が発行された場合や保護者等の名義の普通預金の口座から受贈者の教育資金が引き落とされる場合は、問題ありません。

Q5-5 領収書等に誤りや必要な情報が記載されていなかった場合、どうすればよいですか。

○ 原則として領収書等の発行者（支払先）が修正・追記した上で発行者（支払先）の押印が必要です。

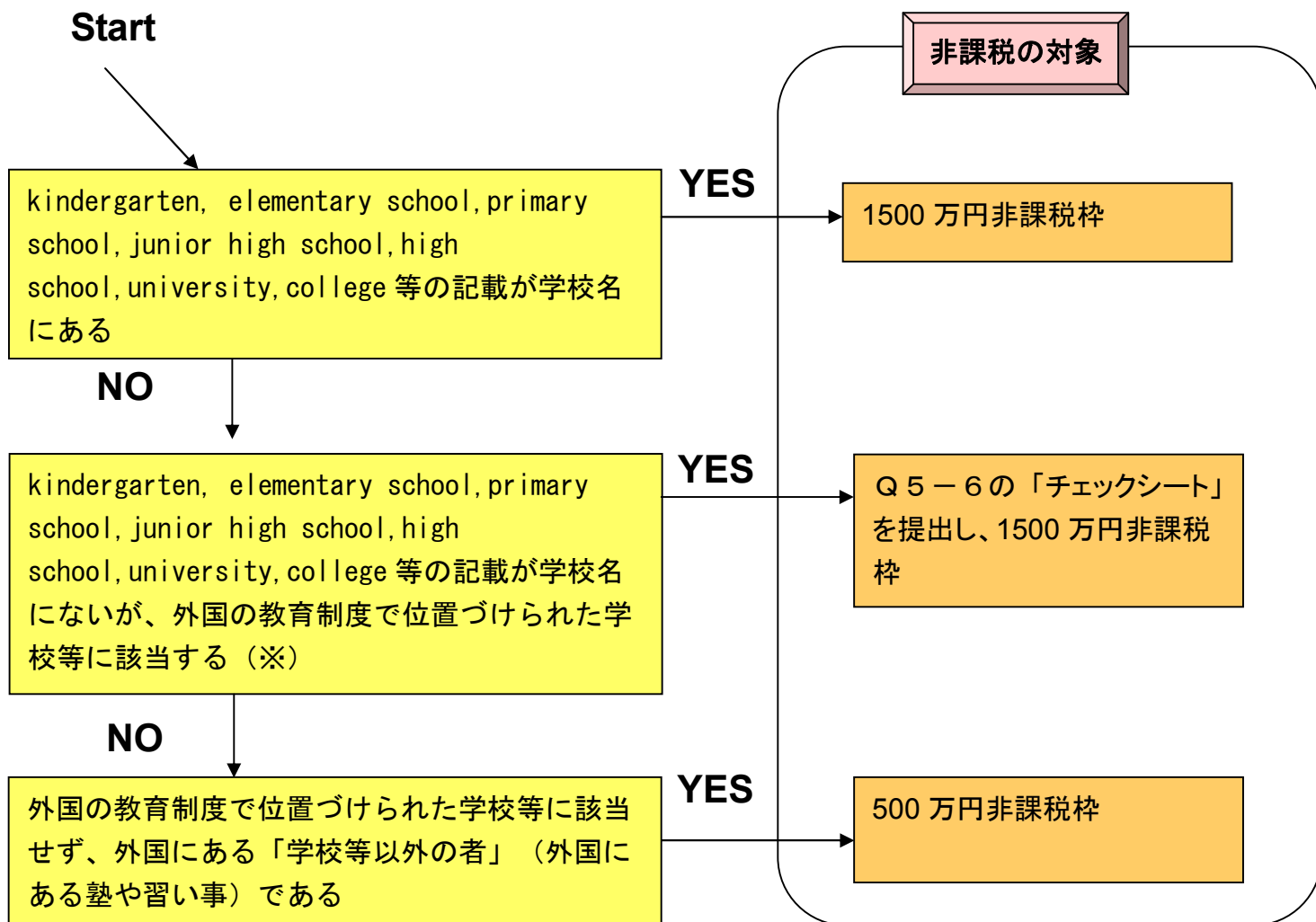
学校等に対する支払で、摘要（支払内容）の記載漏れがあった場合には、提出する領収書に摘要（支払内容）を受贈者自身が記載し、受贈者の署名又は押印をすることにより、補筆していただくことも可能です。

○ また、塾や習い事、業者に対する支払で、領収書等に支払先の住所（所在地）の記載漏れがあった場合には、住所（所在地）を受贈者自身が記載し、受贈者が署名又は押印をすることにより、補筆していただくことも可能です（摘要について、受贈者自身が補筆することは不可です）。

Q5-6 外国の教育施設の領収書については、どのようなものを提出する必要がありますか。

○ 領収書に記載すべき事項は、支払日付、金額、摘要（支払内容）、支払者（宛名）、支払先の名称及び住所ですが、このうち支払先である学校名については、英語名を併記したものをご提出下さい。

ただし、英語名の学校名にkindergarten, elementary school, primary school, junior high school, high school, university, college等の記載がない場合は、受贈者にて別添の「[外国の教育施設に関するチェックシート](#)」をご記載のうえ、金融機関へご提出下さい。



※ 「外国の教育制度で位置づけられた学校等」に該当するか否かについては、当該国の法令によりますが法令を確認するのは実務上困難と思われるので、以下を目安の一つとして下さい（例：当該国において国や州や県等から認可を受けている場合）。それでもまだなお疑義がある場合は、受贈者にて当該国の在京大使館・領事館か、当該国に所在する日本大使館へご照会の上、[チェックシート](#)をご提出下さい。

Q5-7 金融機関に提出する教育資金非課税申告書等に添付する書類（受贈者の戸籍の謄本又は抄本、住民票の写しその他の書類で、受贈者の氏名、生年月日、住所又は居所及び贈与者との続柄を証する書類）は、コピーでもかまいませんか。

- 戸籍謄本又は抄本、住民票の写しは、金融機関で確認・保存する必要がありますので、市町村等で交付された戸籍謄本又は抄本、住民票の写しそのものを金融機関にご提出下さい。コピーの提出は認められません。
（住民票の写しとは、市町村等から交付されるもので、住民票の写しのコピーではありません。）

Q5-8 領収書等の支払者（宛名）は名字だけでもいいですか。

- 支払者（宛名）は名字だけでも問題ありません。ただし、兄弟の教育費をまとめて記載している等、一人あたりの教育費の金額が不明確な場合は、誰の分の教育費が分かるよう、受贈者のフルネームでの記載が必要です。

Q5-9 通帳のコピーや、クレジットカードの利用明細のうち、本制度と関係のない取引内容や摘要欄等は黒塗りにしたいのですが、問題はないですか。

- Q5-1の6要件が分かる限り、問題ありません。

Q5-10 塾や習い事に関する領収書の摘要欄に（○回又は○時間）という記載がないのですが、これは領収書として無効ですか。

- 「○回又は○時間」という記載がなければ領収書として認められないわけではありません。ただし、支払先が個人名になっているなど、支払先が確実に教育の主体であるかが名前だけでは判断できない場合は、教育に関する費用であるかが不透明なので、「○回又は○時間」と記載いただくか、チラシやHPのコピー等を補足書類として提出するなどして、教育に関する費用であると明確にする必要があります。

Q5-11 例えば10月から12月に払った費用についての領収書を一つにまとめても問題はないですか。

- 複数回の支払をまとめて1枚の領収書としても差し支えありません。その場合、いつ支払われたのかが領収書から明らかになっている必要があります。

Q5-12 例えば学校等への支払で、先生宛に支払っているのですが、これは学校等への支払と認められますか。

- 学校等への支払と認められます。ただし、領収書等の支払先が単に個人名しかないと学校等との関連が不明ですので、関連が明確に分かるものをご提出下さい。（例：「A中学校担任B」と支払先が記載されている）

Q5-13 支払先の名前（名称）及び支払先の住所が必要とのことですが、AグループのB校で教育を受けていた場合、領収書等には本社である「Aグループ」と教育を受けている校舎である「B校」のどちらを書けばよいですか。

- 実際に支払っているところの名前及び住所を記入下さい。ただし、自動車学校や予備校など、専修学校や各種学校にあたるかどうか確認が必要となる場合は、「B校」の名前及び住所がないと、専修学校や各種学校にあたるのか塾や習い事にあたるのかの確認ができません。実際に授業を受けている学校の名前とその住所が必要になります。

Q5-14 各種試験は非課税対象とのことですが、試験の申込書に領収書や印紙などを添付して送らなければなりません。手元に領収書等が残らないのですがどうすればいいですか。

- 領収書等の確認方法としては
 - (1) 印紙を貼った受験願書のコピー（原本は提出してしまうため）に加え、受験案内や試験に関するHPのコピー等を添付して提出
 - (2) 郵便局からの領収書に加え、受験案内や試験に関するHPのコピー等をつけて提出

のいずれの方法でも可能です。ただし、上記いずれの方法でもQ5-1の6要件が分かる状態にすることが必要です。

Q5-15 授業や講義に必要な教科書を生協や本屋で購入したのですが、領収書等の費目には「教科書代」や「テキスト代」と書かれています。学校等からの書面には教科書名が記載されていますが、領収書の費目はこのままで良いですか。

- 学校等で使用する教科書代について、学校等からの書面に授業で使用する教科書名が記載されていれば、業者が発行した領収書等の費目に「教科書代」「テキスト代」とあっても500万円までの非課税の対象になります。

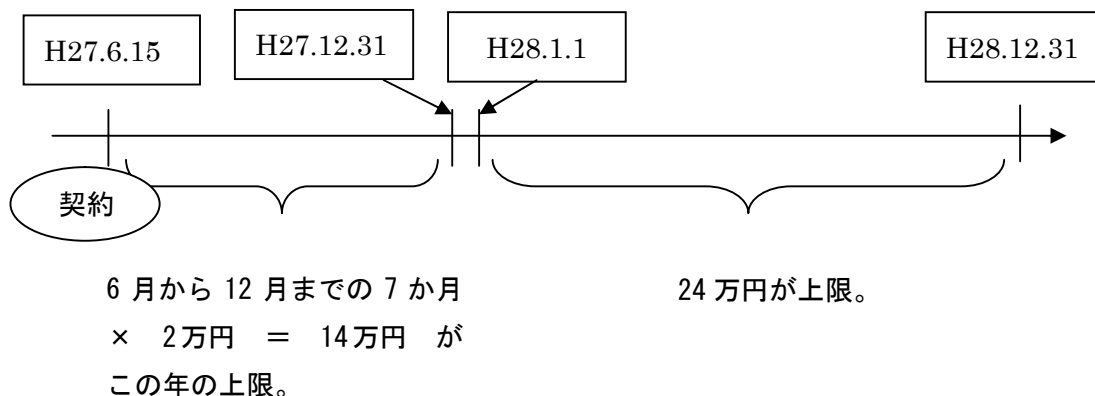
Q5-16 金融機関に提出する領収書等の提出について、支払金額が少額の場合に、これまで提出していた領収書等に代えて、必要事項が記載された明細を提出することができるようになりますが、その明細にはどのような内容を記載すればよいですか。

○ 領収書等に記載された支払金額が1万円(消費税込)以下で、かつ、その年中(暦年：1月1日から12月31日)における合計支払金額が24万円(消費税込)以下のものについて、領収書に代えて支払年月日、支払金額等を記載した明細を提出することができます。

※ 教育資金管理契約を締結した最初の年においては、2万円に、その年の締結日以後の月の数を掛けて計算した金額が、その年中における合計支払金額の上限となります。

※ 受贈者が30歳に達したことにより教育資金管理契約が終了した年においては、2万円に、終了した日以前の月の数を掛けて計算した金額が、その年中における合計支払金額の上限となります。

(例) 教育資金管理契約を締結した日の属する年のイメージ



○ 明細の必須記載事項は、①受贈者の氏名、②教育資金の支払年月日、③支払金額、④摘要(支払内容)、⑤支払区分(学校等/学校等以外への支払の別)、⑥支払先氏名又は名称、⑦支払先住所又は所在地です。

○ 必須記載事項が確認できれば明細の書式は任意としますが、金融機関によって個別に定められた様式がある場合があります。詳しくは金融機関へお問い合わせ下さい。

※ 平成27年1月1日以降に支払っている費目で、平成28年1月1日以降に、金融機関に提出する書類について適用されます。

※ 領収書に代えて提出する明細になるため、領収書等の提出期限に準じ、口座開設時に選択した払出方法の期日(明細に記載される支払年月日から1年を経過する日まで、もしくは、支払年月日の属する年の翌年3月15日)までに、明細を金融機関に提出する必要があります。